

株式会社 N a I T O

定 款

株式会社 N a I T O 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 N a I T O と称し、英文では N a i t o & C o . , L t d . と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の製造、加工、売買、賃貸、輸出入、売買及び賃貸の代理、仲介
 - ① 金属加工機械、工作機械・器具、機械工具、金型、ポンプ、弁圧縮機、送風機、油圧、空気圧機器、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、建設・鉱山機械、ゴム・合成樹脂工業用機械、木工機械、工業炉、鍛造機械装置、ボイラ、原動機、動力伝導装置、包装・荷造機械、事務用機械器具、自動販売機、駐車・洗車設備、電動機、発電機、配電制御装置、家庭用・産業用電気機械器具、電子部品、電子計算機・同附属装置、通信機器
 - ② 計量機器、測定・測量機器、分析機器、試験機、理化学・光学機械器具、温度・気象機器、環境公害機器、時計
 - ③ 自動車、車両、組立式住宅、建築用組立材料
 - ④ 利器工匠具、土工石工用具、日曜大工用品、健康機器用品、家庭用化学製品、家具、室内装飾用品、事務所用・店舗用什器類、暖冷房換気用設備・装置、食品調理用器具・装置、家庭用金物、スポーツ用品、印刷物、家庭用雑貨、造園・園芸用器材、楽器
 - ⑤ 鉄鋼、貴金属、非鉄金属、建設用・建築用金属製品、建築用金物、その他金属製品
 - ⑥ ゴム製品、板類、化学薬品、プラスチック成形品、塗料、接着剤、窯業土石製品
 - ⑦ 建設材料および研削研磨材
 - ⑧ 食料品、飲料水、酒類、農畜水産物
 - ⑨ 衣料用繊維製品、毛皮製品、皮革製品および装身用宝飾品
 - ⑩ 以上の物品の部分品、取付具および付属品
 - ⑪ その他各号事業に関連する物品
2. 古物の売買の事業
3. 不動産の所有、管理および賃貸借、売買、仲介
4. 有価証券の保有および運用
5. 企業経営コンサルタント業
6. 情報処理サービス業およびコンピュータ機器並びにソフトウェアの開発、企画、設計、販売
7. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
8. 生命保険の募集に関する業務

9. 金銭の貸付（金銭の貸付、手形割引、手形貸付）の経営
10. 機械器具設置工事業
11. 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資
12. 前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、123,799,250株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期および議決権)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

2. 定時株主総会において権利を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、善意でかつ重大な過失が無い場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第65期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第65期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項（監査役の責任免除）の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本条は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

附 則

平成 8年	6月25日	改訂
平成 9年	6月25日	改訂
平成10年	6月30日	改訂
平成14年	6月27日	改訂
平成15年	6月30日	改訂
平成16年	1月29日	改訂
平成16年	3月10日	改訂
平成16年	6月29日	改訂
平成18年	5月23日	改訂
平成20年	5月20日	改訂
平成21年	5月26日	改訂
平成22年	1月 6日	改訂
平成23年	5月24日	改訂
平成25年	4月22日	改訂
平成25年	5月21日	改訂
平成27年	5月26日	改訂
平成28年	5月24日	改訂
令和 4年	5月24日	改訂